

放送用周波数の活用方策等に関する基本方針(案)に対する意見及び検討分科会の考え方

別紙2

番号	意見 提出者	ページ 番号	項目	提出された意見	検討分科会の考え方	修正の有無
1	一般社団法人 日本民間放送 連盟	p5	3. 放送大学の地上放送跡地の活用方策に関する基本方針 (2)①「ア. 放送技術の高度化の実験・実証」について	● 地上テレビ放送の高度化には、①視聴者のニーズに応じた多様な放送サービスや受信形態を実現し、国民生活の利便性を向上させる、②地域に寄り添い、地域の視聴者から期待される公共的役割をしっかりと果たしていく、という2つの視点が欠かせません。このため技術的可能性やサービスの実現可能性について、中長期的な視点で可能な限り幅広く検討することや、放送技術の高度化の実験・実証を進めることは有意義であると考えます。したがって、「次世代の地デジの放送規格の早期策定に向けて、当面の間、引き続き、放送大学の地デジ跡地を技術的な実験・実証フィールドとして活用することを優先することが適当である」との方向性は妥当であると評価します。 ● ただし、地上テレビ放送の高度化は放送技術の観点だけでなく、国民・視聴者のニーズや事業性の有無、費用負担のあり方など多角的な検討を要する重要な課題です。このため既存の地上テレビ放送の高度化には、国民・視聴者、行政、放送事業者をはじめとするさまざまなステークホルダーの合意が不可欠です。特に民放事業者にとっては高度な経営判断が求められる課題であることに留意いただくことを要望します。	本基本方針(案)への賛成のご意見として承ります。 地上テレビ放送の高度化に関するご意見は、今後の参考とさせていただきます。	無
			3. 放送大学の地上放送跡地の活用方策に関する基本方針 (2)①「イ. 技術以外の実験・実証」について	● 放送大学の地上テレビ放送は大学教育放送を目的とし、その放送対象地域は基幹放送普及計画で「関東広域圏(関東広域圏のうち授業実施予定地域)」と規定されていました。営利を主たる目的とせず、関東全域をカバーできない点において、特殊な性格を有しています。 放送大学の地上テレビ放送跡地の活用はその特殊性に鑑み、引き続き営利を主たる目的とせず日本社会が直面する課題解決に資する方策を検討することが適切であると考えます。総務省放送用周波数の活用方策に関する検討分科会で意見のあった、地方のコンテンツや海外向けに制作されたコンテンツの活用可能性を検討することは有意義であると評価します。 ● 技術以外の社会的な実験・実証の可能性の検討について、「他の地上放送に影響を及ぼさないよう、実施エリアや技術的要件等についても事前に十分な整理や関係者との調整を行う必要があることに留意しつつ、今後、検討を行うことが必要である」との指摘は重要です。 地上基幹放送は、非常災害時に国民の安心安全や生命財産を守るという極めて重要な公共的役割を担っています。放送技術および社会的な実験・実証が原因となって混信障害が発生するなど、万が一にも国民・視聴者が不利益を被ることがあってはいけません。地上基幹放送が担う公共的な役割が毀損されることのないよう、関係者を交えた十分な検討と万全の対策が欠かせません。	本基本方針(案)への賛成のご意見として承ります。	無
		p8	4. V-High帯域の活用方策を踏まえた基本方針 (2)②「関連制度の整備の基本的方向性」について	● 「V-High帯域は通信・放送分野のいずれかもしくは複数のシステムの割当てが可能であることを踏まえ、現時点において、通信・放送を区別することなく、一の事業者が、その知見やノウハウを活用して広範囲に電波を使用するシステムを導入する場合に、周波数の経済的価値を踏まえた割当制度を適用することが可能となるよう、予め関連制度の整備を進めておくことが適当である」との方向性が示されていますが、そうしたシステムに対し経済的価値を踏まえた割当制度をむやみに拡大することは、結果的に新規周波数の割り当てが高い収益をあげうる無線局に偏ってしまい、国民が必要とする多様な無線サービスの存続に支障をきたしかねないと危惧します。 ● 携帯電話や携帯端末向け放送のように、一の事業者が広範囲に電波を使用するシステムには特定基地局開設計画の認定制度が設けられているのに対し、地上基幹放送(AM放送、短波放送、FM放送、テレビジョン放送)は国がその社会的責務を十全に果たすことができるよう、基幹放送普及計画および基幹放送用周波数使用計画で割り当てるべき放送系の数の目標と周波数を定めており、制度的に一線を画するものです。 地上基幹放送は国民・視聴者の知る権利に応え、健全な民主主義社会の発展に寄与し、非常災害時にはライフラインとして国民の安心安全や生命財産を守るという極めて重要な公共的役割を担っています。基幹放送局およびこれと一体として運用する放送事業用無線局については、新規の周波数割り当てで競争的な申請が見込まれる場合であっても、経済的価値を踏まえた割当制度の対象とすべきではないと考えます。	経済的価値を踏まえた割当制度は、一の事業者が、その知見やノウハウを活用して広範囲に電波を使用するシステムを導入する場合に適用することを可能とすることが適当であると考えます。なお、地上基幹放送は、国が放送局の設置場所等を定め、放送事業者はそれに従い放送ネットワークを構築するものであり、そのようなシステムとは異なるものです。	無
2	日本テレビ放送 網株式会社	p5	3. 放送大学の地上放送跡地の活用方策に関する基本方針 (2)①「ア. 放送技術の高度化の実験・実証」について	●地上テレビ放送の高度化には、①視聴者のニーズに応じた多様な放送サービスや受信形態を実現し、国民生活の利便性を向上させる、②地域に寄り添い、地域の視聴者から期待される公共的役割をしっかりと果たしていく、という2つの視点が欠かせません。このため技術的可能性やサービスの実現可能性について、中長期的な視点で可能な限り幅広く検討することや、放送技術の高度化の実験・実証を進めることは有意義であると考えます。したがって、「次世代の地デジの放送規格の早期策定に向けて、当面の間、引き続き、放送大学の地デジ跡地を技術的な実験・実証フィールドとして活用することを優先することが適当である」との方向性は妥当であると評価します。 ●ただし、地上テレビ放送の高度化は放送技術の観点だけでなく、国民・視聴者のニーズや事業性の有無、費用負担のあり方など多角的な検討を要する重要な課題です。このため既存の地上テレビ放送の高度化には、国民・視聴者、行政、ローカル局を含めた放送事業者をはじめとするさまざまなステークホルダーの合意が不可欠です。特に民放事業者にとっては高度な経営判断が求められる課題であることに留意いただくことを要望します。	本基本方針(案)への賛成のご意見として承ります。 地上テレビ放送の高度化に関するご意見は、今後の参考とさせていただきます。	無
			3. 放送大学の地上放送跡地の活用方策に関する基本方針 (2)①「イ. 技術以外の実験・実証」について	●放送大学の地上テレビ放送は大学教育放送を目的とし、その放送対象地域は基幹放送普及計画で「関東広域圏(関東広域圏のうち授業実施予定地域)」と規定されていました。営利を主たる目的とせず、関東全域をカバーできない点において、特殊な性格を有しています。 放送大学の地上テレビ放送跡地の活用はその特殊性に鑑み、引き続き営利を主たる目的とせず日本社会が直面する課題解決に資する方策を検討することが適切であると考えます。総務省放送用周波数の活用方策に関する検討分科会で意見のあった、地方のコンテンツや海外向けに制作されたコンテンツの活用可能性を検討することは有意義であると評価します。 ●技術以外の社会的な実験・実証の可能性の検討について、「他の地上放送に影響を及ぼさないよう、実施エリアや技術的要件等についても事前に十分な整理や関係者との調整を行う必要があることに留意しつつ、今後、検討を行うことが必要である」との指摘は重要です。 地上基幹放送は、非常災害時に国民の安心安全や生命財産を守るという極めて重要な公共的役割を担っています。放送技術および社会的な実験・実証が原因となって混信障害が発生するなど、万が一にも国民・視聴者が不利益を被ることがあってはいけません。地上基幹放送が担う公共的な役割が毀損されることのないよう、関係者を交えた十分な検討と万全の対策が欠かせません。	本基本方針(案)への賛成のご意見として承ります。	無
		p8	4. V-High帯域の活用方策を踏まえた基本方針 (2)②「関連制度の整備の基本的方向性」について	●「V-High帯域は通信・放送分野のいずれかもしくは複数のシステムの割当てが可能であることを踏まえ、現時点において、通信・放送を区別することなく、一の事業者が、その知見やノウハウを活用して広範囲に電波を使用するシステムを導入する場合に、周波数の経済的価値を踏まえた割当制度を適用することが可能となるよう、予め関連制度の整備を進めておくことが適当である」との方向性が示されていますが、そうしたシステムに対し経済的価値を踏まえた割当制度をむやみに拡大することは、結果的に新規周波数の割り当てが高い収益をあげうる無線局に偏ってしまい、国民が必要とする多様な無線サービスの存続に支障をきたしかねないと危惧します。 ●携帯電話や携帯端末向け放送のように、一の事業者が広範囲に電波を使用するシステムには特定基地局開設計画の認定制度が設けられているのに対し、地上基幹放送(AM放送、短波放送、FM放送、テレビジョン放送)は国がその社会的責務を十全に果たすことができるよう基幹放送普及計画および基幹放送用周波数使用計画で割り当てるべき放送系の数の目標と周波数を定めており制度的に一線を画するものです。 電波法改正後、携帯電話については新しい手法に基づいた割当が実施されることになりましたが、検証・評価を丁寧に実施した上で、その結果がV-High帯域への導入に際して適切に反映されることを要望します。 また、現状でV-High帯域で提案されている用途は、いずれも携帯電話と比較して事業の採算性が厳しく、新たな負担を求めることは参入の意欲を阻害し、結果として周波数の有効利用に繋がらない可能性にも留意するよう、要望します。 地上基幹放送は国民・視聴者の知る権利に応え、健全な民主主義社会の発展に寄与し、非常災害時にはライフラインとして国民の安心安全や生命財産を守るという極めて重要な公共的役割を担っています。基幹放送局およびこれと一体として運用する放送事業用無線局については、新規の周波数割り当てで競争的な申請が見込まれる場合であっても、経済的価値を踏まえた割当制度の対象とすべきではないと考えます。	経済的価値を踏まえた割当制度は、一の事業者が、その知見やノウハウを活用して広範囲に電波を使用するシステムを導入する場合に適用することを可能とすることが適当であると考えます。なお、地上基幹放送は、国が放送局の設置場所等を定め、放送事業者はそれに従い放送ネットワークを構築するものであり、そのようなシステムとは異なるものです。 経済的価値を踏まえた割当制度の具体的な運用に関するご意見は、今後の参考とさせていただきます。	無

番号	意見 提出者	ページ 番号	項目	提出された意見	検討分科会の考え方	修正の有無
3	株式会社東京 放送ホール ディングス	p5	3. 放送大学 の地上放送 跡地の活用 方策に関する 基本方針 ①放大地デジ 跡地活用方 策の方向性 「ア. 放送技 術の高度化 の実験・実 証」について	「次世代の地デジの放送規格に対する需要が顕在化した場合に備えて、新たな放送規格を策定する準備のために実験・実証フィールドとして活用する」との方向性については妥当であると評価します。ただ、地デジの高度化には、多額の費用がかかることが明らかであり、事業者の経営に大きな影響を及ぼすことから、難しい経営判断が求められます。技術的可能性の検証は必要ですが、同時に、視聴者のニーズ・サービスの在り方・事業性など様々な要素を含めた総合的な検討が必要であると考えます。	本基本方針(案)への賛成のご意見として承ります。 地上テレビ放送の高度化に関するご意見は、今後の参考とさせていただきます。	無
			3. 放送大学 の地上放送 跡地の活用 方策に関する 基本方針 ①放大地デジ 跡地活用方 策の方向性 「イ. 技術以 外の実験・実 証」について	地上基幹放送の公共的な役割を鑑みると、他のシステムの実験・実証によって混信などの障害が発生するようなことはあってはなりません。「放送大学の地デジ跡地は、他の地上放送で使用されている周波数の帯域に含まれるため、他の地上放送に影響を及ぼさないよう、十分な整理や関係者との調整が必要である」との指摘に賛同します。関東の限られた地域での教育放送というこれまでの放送大学の性格を考慮すると、引き続き営利を目的とせず社会的課題の解決に貢献するような方策を検討することが適切と考えます。	本基本方針(案)への賛成のご意見として承ります。 放送大学の地上放送跡地の活用方策に関するご意見は、今後の参考とさせていただきます。	無
		p8	4. V-High帯 域の活用方 策を踏まえた 基本方針 (2)関連制度 の制度整備 基本方針 「②関連制度 の基本的方 向性」につい て	「V-High帯域は通信・放送分野のいずれか、もしくは複数のシステムの割当てが可能であることを踏まえ、現時点において、通信・放送を区別することなく、一の事業者が、その知見やノウハウを活用して広範囲に電波を使用するシステムを導入する場合に、周波数の経済的価値を踏まえた割当制度を適用することが可能となるよう、予め関連制度の整備を進めておくことが適当である」との方向性が示されています。しかし、経済的価値を踏まえた割当制度を導入すれば、高い収益をあげられる事業者だけが参入することになりかねず、また結果的にサービスを利用する国民の負担増になる恐れもあります。周波数は国民の財産であり、国民が必要とする多様な無線サービスの存続に支障をきたしかねないと危惧します。新規の周波数割り当てで競争的な申請が見込まれる場合でも、地上基幹放送局は災害時には国民の生命財産・安全を守るという公共的役割を担っており、基幹放送局および放送事業用無線局については、経済的価値を踏まえた割当制度の対象にすべきではないと考えます。	経済的価値を踏まえた割当制度は、一の事業者が、その知見やノウハウを活用して広範囲に電波を使用するシステムを導入する場合に適用することを可能とすることが適当であると考えます。なお、地上基幹放送は、国が放送局の設置場所等を定め、放送事業者はそれに従い放送ネットワークを構築するものであり、そのようなシステムとは異なるものです。	無
4	株式会社フジ テレビジョン	p5	3. 放送大学 の地上放送 跡地の活用 方策に関する 基本方針(2) ①「ア.放送技 術の高度化 の実験・実 証」	●「次世代の地デジの放送規格の早期策定に向けて、当面の間、引き続き、放送大学の地デジ跡地を技術的な実験・実証フィールドとして活用することを優先することが適当である」とした点は適切です。一方で、地上テレビ放送の高度化については、現状、あくまで技術的検証の段階であり、国民、視聴者のニーズ、事業性、費用負担など多角的観点からの検討が必要です。	本基本方針(案)への賛成のご意見として承ります。 地上テレビ放送の高度化に関するご意見は、今後の参考とさせていただきます。	無
			3. 放送大学 の地上放送 跡地の活用 方策に関する 基本方針(2) ①「イ.技術以 外の実験・実 証」	●「放送大学の地デジ跡地は、他の地上放送で使用されている周波数の帯域に含まれるため、他の地上放送に影響を及ぼさないよう、実施エリアや技術的要件等についても事前に十分な整理や関係者との調整を行う必要があることに留意しつつ、今後、検討を行うことが必要である。」とした点は適切です。既存の地上放送に影響がでないよう万全な対応を求めます。	本基本方針(案)への賛成のご意見として承ります。	無
		p8	4. V-High帯 域の活用方 策を踏まえた 基本方針(2) ②「関連制度 の整備の基 本的方向性」	●周波数の割当に際し、電波利用料の料額算定と新たな周波数割当手法の両方において経済的価値を反映させることは経済的価値の“二重取り”です。やみくもに経済的価値を拡大することはバランスを欠くものであることに留意し、今後の制度設計を行うよう要望します。	電波利用料は、電波の適正な利用の確保に関し、無線局全体の受益を直接の目的として行う事務の処理に要する費用の財源に充てるために徴収するものです。一方、経済的価値に係る評価額は、電波の有効利用を促進する観点から、無線局の免許を一定期間排他的に申請することができる対価として徴収するものです。	無

番号	意見 提出者	ページ 番号	項目	提出された意見	検討分科会の考え方	修正の有無
5	株式会社テレビ朝日ホールディングス	p5	3. 放送大学の地上放送跡地の基本方針 (2)①「ア. 放送技術の高度化の実験・実証」について	● 次世代の地デジの放送規格の策定に向け、放送大学跡地を技術的な実験・実証フィールドとしての活用することは妥当と考えます。 ● 実験の後、将来的に地上波の高度化を実用放送として検討する場合、民放事業者にとっては、事業性について高度な経営判断が求められる大きな課題となります。また国民・視聴者にも新たな負担をかけることとなり、多角的な議論を尽くしていただくことを強く要望します。	本基本方針(案)への賛成のご意見として承ります。 地上テレビ放送の高度化に関するご意見は、今後の参考とさせていただきます。	無
			3. 放送大学の地上放送跡地の基本方針 (2)①「イ. 技術以外の実験・実証」について	● 放送大学跡地で次世代放送の実験・実証が行われていることをふまえると、引き続き高度化に資する活用方策を検討することが適切と考えます。 ● 他の地上放送へ影響を及ぼさないことは大前提であり、「実施エリアや技術的要件等について整理や関係者との調整の必要性に留意し、検討を行うことが必要」とする方針に賛同します。	本基本方針(案)への賛成のご意見として承ります。	無
		p8	4. V-High帯域の基本方針 (2)②「関連制度の整備の基本的方向性」について	● 経済的価値を踏まえた周波数割当制度を拡大すると、高い収益をあげうる無線局に新規割当てが偏り、国民が必要とする多様な無線サービスに支障をきたすことを危惧します。 ● 国民に不可欠な社会的責務を果たしている基幹放送局およびこれと一体として運用する放送事業用無線局については、今後も経済的価値を踏まえた割当制度が拡大適用されることのないよう強く要望します。	経済的価値を踏まえた割当制度は、一の事業者が、その知見やノウハウを活用して広範囲に電波を使用するシステムを導入する場合に適用することを可能とすることが適当であると考えます。なお、地上基幹放送は、国が放送局の設置場所等を定め、放送事業者はそれに従い放送ネットワークを構築するものであり、そのようなシステムとは異なるものです。	無
6	株式会社テレビ東京	p5	3. 放送大学の地上放送跡地の活用方策に関する基本方針 (2)①「ア 放送技術の高度化の実験・実証」	● 放送・通信融合が進む中で、地上テレビ放送は先進技術を取り入れて、国民・視聴者の多様なニーズに応えるサービスを提供していくことが重要と認識しています。欧米ではATSC3.0など次世代の放送技術規格の実用化が進んでおり、日本においても次世代規格策定に向けて放送大学の地デジ跡地を実験・実証フィールドとして活用し、幅広く検討を進めることは妥当と考えます。 ● しかしながら、当該実験・実証の延長線として、当然のように地上4Kや放送通信融合サービスなどの実施が放送事業者に強制されることがあってはいけません。放送の高度化は技術的観点だけでなく、国民・視聴者のニーズのほか、特に民放事業者にとっては事業性の確保が前提となります。放送の高度化による具体的なサービス実施に当たっては制度的・財政的支援措置の有無も含めて、関係者や行政が多角的に検討することが必要です。その上で、放送事業者の自主的な経営判断が優先されるように十分留意いただくよう要望します。	本基本方針(案)への賛成のご意見として承ります。 地上テレビ放送の高度化に関するご意見は、今後の参考とさせていただきます。	無
			3. 放送大学の地上放送跡地の活用方策に関する基本方針 (2)①「イ 技術以外の実験・実証」	● 周波数の有効利用の観点から、放送技術の実験・実証の空き時間において、様々なコンテンツ流通に関する社会的な実験・実証等への活用の可能性を検討することは適切と考えます。放送大学の地デジ跡地は関東全域をカバーしていませんが、「放送用周波数の活用方策に関する検討分科会」で意見があったように、当該帯域を地方局発の地域情報番組のショーケースとして視聴者やスポンサーのニーズを探ること等は社会的意義があると考えます。 ● 放送大学の地デジ跡地は、現行の地上基幹放送の周波数帯域に含まれていることから、地上基幹放送に影響を及ぼさないよう事前に十分な整理や調整を行う必要があるとの指摘は極めて重要です。当該帯域の利用においては、その干渉や混信等に十分に留意し、精緻な技術検討を行う必要があると考えます。	本基本方針(案)への賛成のご意見として承ります。	無
		p8	4. V-High帯域の活用方策を踏まえた基本方針 (2)②「関連制度の整備の基本的方向性」	● V-High帯域においては通信・放送を区別することなく、一の事業者が広範囲に電波を使用するシステムを導入する場合に、周波数の経済的価値を踏まえた割当制度を適用できるように関連制度の整備を進めることが適当との基本的方向性が示されています。すでに通信分野では周波数の経済的価値を踏まえた割当制度が実施されていますが、その対象範囲を今回V-High帯域とはいえ放送に適用することが、将来的に地上基幹放送にまで拡大しないよう強く要望します。 ● 地上基幹放送は、国民・視聴者の知る権利に応え、緊急時・災害時には国民の安心安全や生命財産を守るライフラインという極めて重要な公共的役割を担っています。基幹放送局および放送事業用無線局については、新規割当て競争的な申請が見込まれる場合であっても、経済的価値を踏まえた割当手法の対象とすべきではありません。制度整備にあたっては無線局の目的や形態に応じて慎重に検討することを要望します。	経済的価値を踏まえた割当制度は、一の事業者が、その知見やノウハウを活用して広範囲に電波を使用するシステムを導入する場合に適用することを可能とすることが適当であると考えます。なお、地上基幹放送は、国が放送局の設置場所等を定め、放送事業者はそれに従い放送ネットワークを構築するものであり、そのようなシステムとは異なるものです。	無

番号	意見 提出者	ページ 番号	項目	提出された意見	検討分科会の考え方	修正の有無
7	中京テレビ放送株式会社	p5	3. 放送大学の地上放送跡地の活用方策に関する基本方針 (2)①「ア. 放送技術の高度化の実験・実証」について	●放送サービスのさらなる高度化のため、放送大学地デジ跡地を、次世代地デジの技術的な実験・実証フィールドとして活用する方向性については、有意義であると考えます。 ●一方で、地上テレビ放送の高度化は、民放事業者、ことに地方放送局にとって重大な経営判断を求められる取り組みです。実験・実証を踏まえ、将来的に実用化するにあたっては、技術的観点だけではなく、事業性の有無や費用負担のあり方、視聴者のニーズなど多角的な視点で検討していくべきものと考えます。	本基本方針(案)への賛成のご意見として承ります。 地上テレビ放送の高度化に関するご意見は、今後の参考とさせていただきます。	無
		p8	4. V-High帯域の活用方策を踏まえた基本方針 (2)②「関連制度の整備の基本的方向性」	●V-High帯域が全国で利用可能な有限希少な帯域であることを踏まえ、有効利用をこれまで以上に促進するという方向性については、妥当であると考えます。 ●今回V-High帯域において「周波数の経済的価値を踏まえた割当制度を適用することが可能となるよう、予め関連制度の整備を進めておくことが適当である」との方向性が示されています。経済的価値の導入により、国民が必要とする多様な無線サービスの存続に支障をきたすことが危惧されるため、その点に十分留意して頂くことを要望します。 ●一方、民放事業者として、地上基幹放送は、国民の知る権利に応え、災害時には国民の生命・財産を守るライフラインとして極めて重要な公共的役割を担っており、「基幹放送普及計画」及び「基幹放送用周波数使用計画」にて、国が割り当てるべき放送系の数の目標と周波数を定めております。その特性や高度な公共性を踏まえ、経済的価値を踏まえた割当制度の適用を、今後地上基幹放送の使用する周波数帯に拡大すべきではないと考えます。	本基本方針(案)への賛成のご意見として承ります。 経済的価値を踏まえた割当制度は、一の事業者が、その知見やノウハウを活用して広範囲に電波を使用するシステムを導入する場合に適用することを可能とすることが適当であると考えます。なお、地上基幹放送は、国が放送局の設置場所等を定め、放送事業者はそれに従い放送ネットワークを構築するものであり、そのようなシステムとは異なるものです。	無
8	北海道文化放送株式会社	p5	3. 放送大学の地上放送跡地の活用方策に関する基本方針 (2)①「ア. 放送技術の高度化の実験・実証」について	活用方策の方向性として技術的な実験・実証フィールドとしての活用を優先することは説得力のある主張と受け止めています。	本基本方針(案)への賛成のご意見として承ります。	無
			3. 放送大学の地上放送跡地の活用方策に関する基本方針 (2)①「イ. 技術以外の実験・実証」について	放送大学の地上波テレビ放送跡地の活用は、その特殊性にかんがみ、引き続き営利を主たる目的とせず、日本社会が直面する課題解決に資する方策を検討することが適切であると考えます。また、「他の地上波放送に影響を及ぼさないよう、実施エリアや技術的要件等についても事前に十分な整理や関係者との調整を行う必要があること」に留意しつつ、今後検討を行うが必要」と指摘したことは、この議論を進めるうえで基本的な考え方として堅持していくことを期待いたします。	本基本方針(案)への賛成のご意見として承ります。	無
		p8	4. V-High帯域の活用方策を踏まえた基本方針 (2)②「関連制度の整備の基本的方向性」について	通信サービスの高度化と放送サービスの高度化を想定し通信放送融合型システムも射程とした整備を考えていく上では、経済的視点以外に通信と地上波基幹放送の役割の違いを踏まえて、電波割当事業者を検討する必要があります。関係者を交えた十分な議論がなされることを要望します。	今後の参考とさせていただきます。	無
9	株式会社テレビ北海道	p8	4. V-High帯域の活用方策を踏まえた基本方針 (2)②「関連制度の整備の基本的方向性」	● V-High帯域においては通信・放送を区別することなく、一の事業者が広範囲に電波を使用するシステムを導入する場合に、周波数の経済的価値を踏まえた割当制度を適用できるように関連制度の整備を進めることが適当との基本的方向性が示されています。すでに通信分野では周波数の経済的価値を踏まえた割当制度が実施されていますが、その対象範囲を将来的に地上基幹放送にまで拡大しないよう強く要望します。 ● 地上基幹放送は、国民・視聴者の知る権利に応え、緊急時・災害時には国民の安心安全や生命財産を守るライフラインという極めて重要な公共的役割を担っています。基幹放送局および放送事業用無線局については、新規割当で競争的な申請が見込まれる場合であっても、経済的価値を踏まえた割当手法の対象とすべきではありません。制度整備にあたっては無線局の目的や形態に応じて慎重な検討を要望します。	経済的価値を踏まえた割当制度は、一の事業者が、その知見やノウハウを活用して広範囲に電波を使用するシステムを導入する場合に適用することを可能とすることが適当であると考えます。なお、地上基幹放送は、国が放送局の設置場所等を定め、放送事業者はそれに従い放送ネットワークを構築するものであり、そのようなシステムとは異なるものです。	無

番号	意見 提出者	ページ 番号	項目	提出された意見	検討分科会の考え方	修正の有無
10	南海放送株式 会社	p5	3. 放送大学 の地上放送 跡地の活用 方策に関する 基本方針 (2)①「ア. 放 送技術の高 度化の実験・ 実証」につい て	● 地上テレビ放送の高度化は放送技術の観点だけでなく、国民・視聴者のニーズや事業性の有無、費用負担のあり方など多角的な検討を要する重要な課題です。このため既存の地上テレビ放送の高度化には、国民・視聴者、行政、放送事業者をはじめとするさまざまなステークホルダーの合意が不可欠です。特に民放事業者にとっては高度な経営判断が求められる課題であることに留意いただくことを要望します。	地上テレビ放送の高度化に関するご意見は、今後の参考とさせていただきます。	無
			3. 放送大学 の地上放送 跡地の活用 方策に関する 基本方針 (2)①「イ. 技 術以外の実 験・実証」につ いて	● 放送大学の地上テレビ放送跡地の活用はその特殊性に鑑み、引き続き営利を主たる目的とせず日本社会が直面する課題解決に資する方策を検討することが適切であると考えます。総務省放送用周波数の活用方策に関する検討分科会で意見のあった、地方のコンテンツや海外向けに制作されたコンテンツの活用可能性を検討することは有意義であると考えます。 ● 技術以外の社会的な実験・実証の可能性の検討について、「他の地上放送に影響を及ぼさないよう、実施エリアや技術的要件等についても事前に十分な整理や関係者との調整を行う必要があることに留意しつつ、今後、検討を行うことが必要である」との指摘は重要です。 地上基幹放送は、非常災害時に国民の安心安全や生命財産を守るという極めて重要な公共的役割を担っています。放送技術および社会的な実験・実証が原因となって混信障害が発生するなど、万が一にも国民・視聴者が不利益を被ることがあってはいけません。地上基幹放送が担う公共的な役割が毀損されることのないよう、関係者を交えた十分な検討と万全の対策が欠かせません。	本基本方針(案)への賛成のご意見として承ります。	無
		p8	4. V-High帯 域の活用方 策を踏まえた 基本方針 (2)②「関連 制度の整備 の基本的方 向性」につい て	● 経済的価値を踏まえた割当制度をむやみに拡大することは、結果的に新規周波数の割り当てが高い収益をあげうる無線局に偏ってしまい、国民が必要とする多様な無線サービスの存続に支障をきたしかねないと危惧します。 ● 地上基幹放送(AM放送、短波放送、FM放送、テレビジョン放送)は国がその社会的責務を十全に果たすことができるよう、基幹放送普及計画および基幹放送用周波数使用計画で割り当てるべき放送系の数の目標と周波数を定めており、制度的に一線を画するものです。 地上基幹放送は国民・視聴者の知る権利に応え、健全な民主主義社会の発展に寄与し、非常災害時にはライフラインとして国民の安心安全や生命財産を守るという極めて重要な公共的役割を担っています。基幹放送局およびこれと一体として運用する放送事業用無線局については、新規の周波数割り当てで競争的な申請が見込まれる場合であっても、経済的価値を踏まえた割当制度の対象とすべきではないと考えます。	経済的価値を踏まえた割当制度は、一の事業者が、その知見やノウハウを活用して広範囲に電波を使用するシステムを導入する場合に適用することを可能とすることが適当であると考えます。なお、地上基幹放送は、国が放送局の設置場所等を定め、放送事業者はそれに従い放送ネットワークを構築するものであり、そのようなシステムとは異なるものです。	無
11	株式会社エフ エム東京	p5	3 (2) ② 放送大学の FM跡地の活 用方策の方 向性	放送大学のFM跡地の利用について、引き続きアナログ方式のFM放送で活用することは、近傍周波数の状況や当該跡地の帯域幅を鑑みると、合理的であり妥当な措置と考える。 今後のAM放送事業者のFM転換に伴い、既存FM局においては今後の放送対象エリアの変更が必要となる可能性がある。このため、既存FM放送局においては、FM放送用周波数のさらなるひっ迫の発生が予想される。当該周波数は元来、県域放送および広域放送で使用されていた周波数であり、上記のひっ迫を解消することに利用されることが妥当である。	本基本方針(案)への賛成のご意見として承ります。 放送大学のFM跡地の利用に関するご意見は、今後の参考とさせていただきます。	無
12	デジタルコミュ ニティ放送協 議会	p8	4. V-High帯 域の活用方 策を踏まえた 基本方針 (2)関連制度 の整備等に向 けた基本方針	電波は、国民の共有する財産と認識しております。加えて、SDGs達成に貢献することが求められていることを十分に踏まえなければならないと考えます。V-High 帯域で提供されていた全国を放送対象地域とする携帯端末向け の放送(移動受信用地上基幹放送)サービスが平成 28 年6月末に終了し、V-Low帯域で提供されているi-dioも本年度末での放送終了がリリースされています。 どちらも一の事業者で行われていましたが、共に次なる担い手がないままに終了しているということは、一の事業者で展開することが難しいということが示唆されていると考えます。広範囲に電波が使用できるということは、空き帯域ということなので、周波数を細かくすれば、結果、全国に割当てが可能ということになります。昨今自然災害が頻発しており、今後ますます激化していくと言われている中、自治体固有の状況に合わせたきめ細やかな情報提供をするシステムの構築は急務と考えます。自治体ごとの情報が提供できる公共インフラとして活用の検討を期待します。	V-High帯域は、全国での使用が可能で有限希少な帯域であることを踏まえると、Society5.0の実現やSDGsの達成に寄与するよう使用することが望ましく、そのためには、割当てを受けた者が地方を含め広範囲に電波を使用するシステムの構築を行うことを確保していくことが重要であると考えます。	無
13	IPDCフォーラ ム	p7	4章 (2) 関連 制度の整備 等に向けた基 本方針 ① V-High帯 域の活用の 基本的方向 性	IPDC-Fとしては、今回の措置に基づき、特定実験試験局を活用した各種実験に着手したところです。是非、令和3年4月以降も、この方向性が維持され、継続した取り組みが行えるような制度整備を期待しております。また、高度情報通信ネットワークの全国的な整備に向け、放送と通信の融合的なサービスを加速することを考えた場合、複数の目的で共通インフラを導入するとか、インフラを(自治体等も含めた)複数事業者が共同利用するようなスキームも視野に入れることが必須と考えます。IoT分野での柔軟な放送的な利用を進めるための新たな仕組みなどについても、あわせて検討が必要と考えます。	V-High帯域は、全国での使用が可能で有限希少な帯域であることを踏まえると、高度情報通信ネットワークの全国的な整備など、広範囲に電波を使用するシステムの構築を促進し、Society5.0の実現やSDGsの達成に寄与するよう使用することが望ましいと考えます。 最終的な周波数の割当方針や関連制度の整備は、令和3年3月末までの特定実験試験局の実験結果を踏まえて行うことが適当であると考えます。	無
		p8	4章 (2) 関連 制度の整備 等に向けた基 本方針 ② 関連制度 の整備の基 本的方向性	経済的価値による判断は歓迎するものの、今回、我々が重点を置いている防災減災的な側面での利用については、かならずしも経済的な価値だけでは評価し得ない分野でもあります。全国で使用可能な有限希少な帯域であることも考慮すると、防災減災時に、臨時災害放送局のような趣旨で臨機応変に活用できるような使い方も視野にいれるべきと考えます。この場合、経済的な価値だけで、特定の事業者にその利用の特権を与えることそのものが適切なのか、という意見もあります。経済的価値に加えて、さらには、国土強靱化などの視点での評価等も合わせて検討するようなスキームが望ましいと考えます。	V-High帯域は、全国で利用可能な有限希少な帯域であることを踏まえると、電波の有効利用をこれまで以上に促進する必要があるため、経済的価値を踏まえた割当制度を適用することを可能とするよう、関連制度の整備を進めておくことが適当であると考えます。 経済的価値を踏まえた割当制度は、従来の比較審査方式の枠組みの中で、経済的価値に係る評価額を審査項目の一つとして加えるものです。	無

番号	意見 提出者	ページ 番号	項目	提出された意見	検討分科会の考え方	修正の有無
14	株式会社日立 国際電気	p7、p8	4. V-High帯域の活用方策を踏まえた基本方針 (2)関連制度の整備等に向けた基本方針 ①V-High帯域の活用の基本的方向性 ③周波数の割当方針の基本的方向性	弊社は、V-High帯域の活用方策として、「(1)現状認識」の取組み事例(注釈9)に示めされる自営通信用途における「公共・公益分野の利用者に対し、映像や災害情報等を伝送可能とする共同利用型のM2M/IoT無線プラットフォーム」の提案・実験を行ってきたところであり、本帯域の有効活用方策に係る基本方針、ならびに周波数の割当方針の基本的方向性の提言は非常に有効と考えます。このような観点から、「放送用周波数の活用方策等に関する基本方針(案)」に賛同いたします。 弊社提案は本帯域の隣接下側帯域である公共ブロードバンド移動通信システムの高度化による基幹無線プラットフォームシステムとして、利用対象ユーザの拡張を視野に、VHF帯特有の見通し外通信が可能な伝搬特性を生かした山間部・ルーラル地域等の公衆系インフラではカバーが難しいエリアを中心に機動性、簡便性に富み、強靱な通信インフラとしての活用を目指すものです。 例えば、我が国は自然災害多発の地勢にあり、本帯域は公共ブロードバンド移動通信システムの高度化利用として、「公共安全LTE(PS-LTE)との相互補完による災害時等の迅速かつ安定的な通信の確保」(電波有効利用成長戦略懇談会報告書、平成30年8月)のための山間地域等におけるPS-LTEシステムの中継回線を実現する帯域としての活用が期待できます。これは、SDGsにおける防災に関するGoal 9(インフラ・産業化・イノベーション)、及びGoal 11(持続可能な都市)に向けた取組・貢献に資するものと考えます。 他方、農業・林業分野におけるIoT基幹無線プラットフォーム活用事例として、とりわけ林業においては、我が国は約2/3を森林が占める国土であり、人口減少、少子高齢化の社会課題の中、現在、地方創生、森林資源の循環利用、林業の成長産業化の実現に向けた「スマート林業、ICT化の実現」が官民を問わず広く全国的に求められている喫緊の課題、要望にあります。 そのため、スマート林業における多様なアプリケーションを実現する上から、森林特有の過酷な伝搬環境に適した無線システム・プラットフォームの提供、構築が急務であり、本帯域の活用は有効な解決方策として、「林業イノベーション」の推進に多いに寄与できるものと考えます。 これにより通信インフラに限らず、さらには、ロボット技術、AI等を融合したICT化・機械化システムの海外展開ポテンシャルも広く期待できると思われます。 また、森林は木材生産機能だけでなく、土砂災害の防止や水源の涵養といった公益的機能を有しており、国民の安心・安全の確保の上からも重要であり、弊社の提案する無線プラットフォームは、SDGsにおけるGoal 15(陸上資源・持続可能な森林の経営)、Goal 12(持続可能な消費と生産)、及びGoal 6(水・衛生：すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理の確保)等の取組・貢献に資するものと考えます。	本基本方針(案)への賛成のご意見として承ります。 その他のご意見は、今後の参考とさせていただきます。	無
15	個人①			3. 放送大学の地上放送跡地の活用方策に関する基本方針のうち、放送大学のFM跡地の活用方策の方向性について 私も基本的に賛成で、ほかのFM周波数と同様新規開局のコミュニティ局に限らず、既存のFM局の中継局・AM局のFM補完中継局に割り当てることが望ましいです。少しづつでも難聴取改善に役立つことができればと思います。	本基本方針(案)への賛成のご意見として承ります。	無
16	個人②			放送大学FM放送に使用されていた周波数は、ラジオ日経のFM放送として割当をしてほしいです。 現在、radikoでの全国放送がされていますが、外で放送を聞くにはパケット料金がかかり放送を聞き続けるとなるとかなりの負担となります。ぜひ実現してほしいです。	ご意見として承ります。	無
17	個人③			3. 放送大学の地上放送跡地の活用方策に関する基本方針 放送大学のFM跡地の活用方策の方向性 上記のみ賛同します。 賛同理由 放送大学のFM跡地については、当該周波数及びその近接周波数はアナログ方式のFM放送で利用されており、ガードバンドの確保ができないため、異なるシステムを導入することは困難という正しい理解である為。 放送大学の地デジ跡地の活用方策の方向性は即時却下レベルの間違いであり放送用周波数の活用方策等に関する基本方針から削除するべき。 反対理由 高い利益率を見込める北米EU市場で日本規格が支持されなかった理由を根本から理解しない限り今回も失策に終わり、国民に多額の税負担を強いる結果になる。 4K以上の解像度はスポーツ中継と映画等の高画質を必要又は撮影に高画質機器を前提とする番組のみ必要であり総合編成でなおかつ7割の番組が2K以下で十分な地上波基幹放送には不要である。 現行方針に全て反対します 効率的な運用に程遠い高度化方針こそ国民の為に有効活用されない無駄であり国益に反している。 地上波に使用するのであればAM放送の廃止で逼迫するVHF帯域の予備周波数として確保する、又は地上波基幹放送でエリアカバーが非効率になりやすい南西諸島、五島列島、瀬戸内海、長野県山間部、北海道地域で人口密度が低い地域を一つの基地局で超広範囲カバー可能な16QAM等の長距離伝播に向く放送で使用するのが望ましい(HEVC圧縮方式を使用し現行地上波デジタルの画質で)。	放送大学のFM跡地の活用方策の方向性については、賛成のご意見として承ります。 放送大学の地デジ跡地の活用方策については、今後、次世代の地デジの放送規格導入の需要が顕在化した際に、速やかに対応することができるよう準備を進めておく必要があるため、次世代の地デジの放送規格の早期策定に向けて、当面の間、引き続き、技術的な実験・実証フィールドとして活用することを優先することが適当であると考えています。	無
18	個人④			「5G(第5世代)」における「V-High(マルチメディア放送)」の構造では、「4K・8K」における「FTTH(光ファイバー)」及び「CATV(ケーブルテレビ)」が主流に成る構造と、私し個人は思います。具体的には、「トラフィック(回線混雑)」を招くと思われる「NTT東日本」及び「NTT西日本」が独占している既得権益での「DSL系(固定電話の回線及びFAXの回線)」における「VDSL」及び「ADSL」を廃止して行く事が望ましいと、私は考えます。要するに、「有線LAN」及び「無線LAN」をバランス良く導入すべき構造と、私は考えます。要約すると、「衛星放送(ブロードキャストینگサテライトシステム)」における「4K・8K」を独占している既得権益での「NHK(日本放送協会)」では、「トラフィック(回線混雑)」を招くと思いますので、「NHK(日本放送協会)」を廃止して行く事が望ましいと、私は考えます。「皮肉(アイロニー)」にも、総務省が「運用及び管理」している構造では、公正公平性が無い程に、全ての道が最後は、「NHK(日本放送協会)」に繋がると言いたいです。 政策の提案 第1章 社会構造が古い為に新しく改革し向上による概略案 第2章 教育内容の改正による具体案。 第3章 女性社会進出での改正による具体案 第4章 外国人高度人材での導入で社会水準の向上による具体案 第5章 「ガバナンス(政治統治)」構造の改正による具体案 第6章 生活水準での基準による詳細案 第7章 官公庁が考案した無駄な政策の廃止による詳細案 (大部のため、事務局にて要約)	ご意見として承ります。	無

番号	意見 提出者	ページ 番号	項目	提出された意見	検討分科会の考え方	修正の有無
19	個人⑤			170～222MHzまでを一つの周波数帯と考えると、5Gの技術も入れてPS－LTEとして使えんかと思う。その中で放送もする人がいたらする。NTTと協力してNTTの資産を使い固定電話の無線化也行う。こうすると通信用の電柱がほぼなくなる。とう道や管路を活用してなあ。電話局や中継局も活用して空間多重技術等も使ってなあ。それに防災行政無線の戸別同報の端末機能も付けてなあ。 たった50MHzの帯域に過ぎないが大きな変化を遂げられると思う。NTTは2024年頃に固定電話のIP化をするといっている。 こうした機会を利用して他国にないことをするということだなあ。これは固定電話のIP化を最大限利用してなあ。 場合によれば不要になったNTTの人も地方自治体への出向とかなあ。地方自治体も50年も雇い続けられんと思うからなあ。NTTの人ならば40歳台とか50歳台で自分の生まれ故郷に帰って地方公務員なあ。 それから放送大学もとのつまりインターネット化で放送波が不要になったのではないかと思うからなあ。 私は電波の多くは携帯電話に置き換えられると思う。放送波も例外でないかもしれないと思う。広告がインターネットに奪われる民放。収入減だなあ。 それならば携帯電話に放送波を渡して、テレビをネット化してしまおう。それは4Kや8K放送も勝手にできることになる。 インターネット放送ならば免許や許可はいらんからなあ。テレビをインターネットのひとつの端末とみるということだなあ。テレビを買い替えていくからなあ。その時には無料でみられる端末の一つとして位置付ける。 インターネットが誕生から25年。これだけ大きく変わった。これからテレビが10年後にインターネットテレビに変わっていても何の不思議ではないと思う。 そうなるとテレビのアンテナも不要だしCATVもなくなるかもしれん。若者の多くはあんまりテレビをみてないみたい。私もYouTubeをよく見るからなあ。 1995年と比較して通信量は1万倍に増えたと思うが今後同じ期間にさらに1万倍に達しても電波は不足しないと思う。 足りないとした技術が開発されるからだ。その一例がOAM多重だということだなあ。 電波の希少性はないと思う。電波が不足したら新しい技術が開発されるだけだなあ。電波法も国民に電波を開放してなあ。そうしたら安く使えるようになると思う。 電波監理も電波管理が正しい時代になると思う。 （本文は大部のため、要約のみ記載。また、同旨の提出意見（1件）を集約。）	ご意見として承ります。 なお、V-High帯域については、現在、特定実験試験局用周波数として位置付け、放送サービスの高度化、IoT、通信サービスの高度化のうちいずれかもしくは複数のシステムに割り当て、通信・放送融合型システムにも対応できるように制度整備がされており、様々な実証実験の実施が可能となっています。	無
20	個人⑥			“V-High帯域を特定実験試験局用周波数”となっていますが、これには問題があり、実験試験局はあくまで電波の実験を目的として免許取得が可能な制度で、サービス実験を目的に免許取得できるものではないこと。また、サービス実験を行う為にはビジネスを検討しうまくいけば継続できる条件が必要であるが、その約束も無いまま資金を集め運用することは不可能に近いため、早期実用化を目論んでいるという方向性と試験局による実用化の動きが顕在化することを望んでいる進め方がマッチしていないと考えられます。そこで、“必要な無線局の免許について当該事業者以外から申請を認めなことにする制度”をうまく活用していくことが必要だと考えられるのですが、例えば”デジタルコミュニティ放送”などの提案に対して、これらを適用し実用化の動きを顕著化させる必要があるのではと考えます。 ところで、Youtubeという個人が情報配信しさらには個人が儲けることが出来る動画配信プラットフォームがあるかと思いますが、外資系のサイトであり、撤退、配信情報の取捨選択を行う可能性があること、および、個人が儲けることが出来るのですがそれ以上に外資が儲かっているということもあり、とても便利に利用できるプラットフォームですが、無くなった場合のリスクや外資を肥やしているだけで日本のプラットフォームが育たないということを考えると依存しすぎるのもどうかと考えられます。実はテレビも複数チャンネルを持つプラットフォームですが、個人が気軽に情報配信できるプラットフォームではありません。そこで、“デジタルコミュニティ放送”のようなプラットフォームをすることにより個人が利用できる新たな放送プラットフォームが生まれる可能性があります。何かうまくいくのを待つだけではなく、国としてこのようなイノベーションに対する戦略も検討すべきなのではないでしょうか。 国としてこのようなプラットフォームが必要としている理由としては別な理由もあり、それは災害情報の伝達です。たとえば、“デジタルコミュニティ”のような放送局を作ったとしても普段はそれほど放送を聞く人はいないかもしれませんが、災害時には何百倍の人が放送を聴くことになる可能性があります。このようなプラットフォームをネットで作ろうとしても、CDNの費用負担が重いためビジネスモデルがなかなか作れません。放送であるからこそビジネスモデルが作れると考えられます。ビジネスモデルは莫大な儲けを生むものばかりが必要なのではなく、小額の投資で小額の儲けを生むものもきちんとしたビジネスモデルであると考えられ、それらにもきちんと目を向けるべきであると思います。 現代のネット社会においてコンテンツのマルチメディア化は必須です。映像、音声、テキスト、データ全てに対応していないと、全ての国民のニーズに応えられる放送はできません。よって、FMのような音声だけでよいという限定した条件では放送のイノベーションは生まれません。電波の活用法を検討されているのですから、とりあえずV-Highを空けておいていずれは何かに使えんかもみたいな発想ではなく、もう一歩踏み込むべきと考えます。	ご意見として承ります。 なお、V-High帯域については、現在、特定実験試験局用周波数として位置付け、放送サービスの高度化、IoT、通信サービスの高度化のうちいずれかもしくは複数のシステムに割り当て、通信・放送融合型システムにも対応できるように制度整備がされており、様々な実証実験の実施が可能となっています。 また、特定実験試験局では、電波の利用の需要に関する調査のための無線局を開設することが可能です。	無
21	個人⑦			V-High 帯域(207.5～222MHz)は、その周波数の電波特性から、1)既に利用が進んでいる2.4G帯や900M帯に比較して、到達性が高く山や森林を抜けて通信できる範囲が格段に広い、一方、2)広い帯域幅を占有することが困難なことから高速通信には向いていない。 現在、日本では「地方創生」のための施策が各所で実施されているところであるが、その中でも、無線通信とIoTを活用して地域あるいは地方の創生を図ることは喫緊の課題である。 以上を鑑みるに、V-High 帯域は、山、森林、中山間地などで活用すべきであり、具体的には、ルーラルな地域のLPWA用として日本全国で使えるようにすべきである。 また、2.4G帯の無線LANがこれほどまでに普及し、現場におけるICTの最も有効な手段として活用されるようになった理由は、1)端末間の干渉制御のための機能を備えるという条件を付して免許不要としたこと、2)出力の上限を緩和したこと、3)日本全国で使える周波数帯域としたこと、が大きい。 よって、V-High 帯域についても、2.4G帯の制度を踏襲することが、IoTによる地方創生、さらには、日本発のIoT技術および製品が競争力をもって世界に向けて展開するために必須である。	ご意見として承ります。 なお、最終的な周波数の割当方針や関連制度の整備は、令和3年3月末までの特定実験試験局の実験結果を踏まえて行うことが適当であると考えます。	無
22	個人⑧			放送大学の地デジ跡地は、ぜひ国営放送をお願いします。 NHKは必ずしも国益に沿った放送をしているとは言いがたく、国会も野党による政権打倒のための攻撃に終始し、国家の運営に関する正しい情報、議論を見ることができません。 国の政策や方針などがマスコミのフィルターを通さずに、正しく国民に伝わり、国民側も判断できる材料となるような国営放送をお願いします。 V-High 帯域については、国民の財産である電波の有効利用のためにもオークションでの事業者の確定をしていただきたいと思います。 nottvの失敗を繰り返さないよう、進化の早い業界においては、活用方法を国で指図するよりは、民間に任せるべきだと考えます。 国の役目は、電波の利用者に外国法人の資本が入らないようにすること、公序良俗に反する利用が無いようにすること、もし不正なことがあればすぐに対応し厳罰を科すこと、など周辺の整備をきっちりしていただき、事業者が進めやすく、また国民が不利益を被らないようにすることだと思います。	V-High帯域は、全国での使用が可能な有限希少な帯域であることを踏まえると、高度情報通信ネットワークの全国的な整備など、広範囲に電波を使用するシステムの構築を促進することが望ましく、経済的価値に係る評価額だけでなく、カバー率や導入する技術等もあわせて、総合的に評価することが重要であると考えます。 その他の部分は、ご意見として承ります。	無

番号	意見 提出者	ページ 番号	項目	提出された意見	検討分科会の考え方	修正の有無
23	個人⑨	p5	3. 放送大学の地上放送跡地の活用方策に関する基本方針 (2)①放送大学の地デジ跡地の活用方策の方向性	・①のアの部分に「当面の間、引き続き放送大学の地デジ跡地を技術的な実験・実証フィールドとして活用すること」と書かれているが、私はテレビやラジオをあまり見たくなくて、見ていません。 ・広報〇〇(読み取れず)の冊子も読めなくなっていました。 ・そんな私のようなものでも、実験や実証というものが、どういった理由で、いつからどのように行われていたのか、知る事が出来る方法などがあつたら、とてもうれしいです。 ・仮想空間と現実空間を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する「Society 5.0」提唱をしている日本。 ・だからこそ、私のような人間1人でも最先端の技術や人を思う心でいろいろな情報を知ることができ、社会に参加出来る、そして社会とつながる事もできる…。 ・現在、社会でとりのこされたような私にも生きたいと思えるチャンスがこのシステムや考え方でふえていく事を願っています。	ご意見として承ります。	無
			3. 放送大学の地上放送跡地の活用方策に関する基本方針 (2)①放送大学の地デジ跡地の活用方策の方向性	・①のイの部分で、「空き時間に社会的な実験・実証の可能性を検討する」と書かれてありますが、ここに書かれている社会的というのは、具体的には何を指しているのか… ・私になりに考えてみたのですが…。 ・もし、アの実験、実証も、この社会的実験、実証も対象者が、1人もしくは同じ複数の人であるならば、そして1人の中に私がふくまれているのであれば、ぜひ直接お会いしてお話を聞かせていただくことはできないのでしょうか？ ・私の過去には、たくさんの人にご迷惑をおかけしてしまった記憶があります。 ・そしてなにより、なんとかしようとしてくださった人達がいて、その人達の心をキズつけないのにキズつけてしまった記憶があります。 ・●●●で7ヶ月間仕事をさせていただいてわかった事は、電波のむこうに人がいるだけではなくて、私自身のまわりに目に映る景色の中に必死に自分の心をキズつけながら私や私の家族のために支えてくれた人達がいるという事と私は1人のような気分によくなってしまうですが、1人ではなかったということでした。 ・そして電波は、人のために人間が考え作りだされたもので、人のために●●●家につけられたものだと思います。 ・この資料の中にもたくさんの人が存在するように、そのみなさんも私と同じで人のために作られ、●●●家につけていただいた電波を止めたいと思っていますと思います。 ・ぜひ、お話を聞かせていただき、●●●にも、みなさんといっしょに話を聞いたり話たりできる時間を「電波をきちんと止めるために協力出来る機会」を作っていただくことが出来ないのでしょうか。 ・よろしくお願いします。 ・①のイに地方のコンテンツや海外向けに制作されたコンテンツなど様々なコンテンツがあると書かれていますが、地方のコンテンツや海外向けに制作されたコンテンツの差をできるだけなくすることはできないのでしょうか。 ・この書いてある文章だと、良く表現すると「安全のため」「プライバシー、人権を守るため」「国民や国を守るため」見る角度をかえると、「情報操作」ともとれてしまいます。 ・情報を発信する時、情報をどのようにまとめて、人に伝えるか、とても大変なことだとネットで少しだけ知りました。 ・映像をまとめるでも、モーションJPEG、MPEG、新規格のH. 265があり、大変な作業であるとのことでした。 ・そして何より、まとめる人達の考え方がまとめられたコンテンツ)に入る可能性があり、まとめる人達にも技術面、精神面でかなりの負担になると思います。 ・そのような点からも、地方のコンテンツや海外向けコンテンツの差がなくなったほうがよいのではないのでしょうか？ ・●●●に出来ることがあれば、話を聞かせて頂き、協力出来る機会をいただけないでしょうか。よろしくおねがいします。 (個人情報が記載されていたため、事務局にて一部を●●●として省略)	ご意見として承ります。	無
			3. 放送大学の地上放送跡地の活用方策に関する基本方針 (2)②放送大学のFM跡地の活用方策の方向性	・「ガードバンドの確保ができない」と書かれてありますが、ガードバンドが確保できない事で、情報漏洩のリスクが高まるという事をネットで知りました。 ・情報社会の今、セキュリティ〇〇(読み取れず)で、たくさんの人達が工夫されたりしていると思いますが、たくさんの方がより安心して安全に生活を送るためにも、ガードバンドの確保は必要になってくると思います。 ・もし、●●●家や●●●でガードバンドの確保が出来ていないようならば、ぜひ●●●家のために使用して下さっている部分を電波を止めるという形で、周波数帯(?)を生みだしていただき、ガードバンドの確保にあてて下さい。 ・1つの情報でも、その人にとってはとても大切なものだったりすると思うので、「大切なものを守る」ために、ガードバンドが必要で、大切なものを守ることが出来るガードバンドも大切だと思います。 (個人情報が記載されていたため、事務局にて一部を●●●として省略)	ご意見として承ります。	無
		p7～8	4章 (2) 関連制度の整備等に向けた基本方針	① SDGsアクションプラン2019 - 日本は、豊かで活力のある「誰一人残さない」社会を実現するため、1人ひとりの保護と能力強化に焦点を当てた「人間の安全保障」の理念に基づき、世界の「国づくり」と「人づくり」に貢献していく。・3本柱の1つⅡ.SDGsを原動力とした地域創生・強靱かつ環境に優しい魅力的なまちづくりと書かれてあります。 ②の14に、特定基地局で使用する周波数の電波の経済的価値について開設計画の申請者が自ら金銭的に評価した額を「特定基地局開設料」(認定を受けた場合には納付すべき額となる。)として申請させることとし、総務大臣は従来の審査項目とともに特定基地局開設料の多寡を審査した上で開設計画を認定する制度。と書かれてあります。 ・電波は国民の共有の財産であるということは、世界中の人にとっても共有の財産になるなるから世界である程度共通のきまりを作ることでコストをおさえられることができるのではないのでしょうか。(もうすでにあったらすみません) ・おさえられた財源を国内外における防災の主流化の推進や、オリンピック、パラリンピック、大阪・関西万博や、SDR(国際準備資産)などにあてたりして必要な時、必要なだけ、困っているひとや国のためにつかっていただくことが、いいのではないかなーとITや政治の知識の無い私なんかは思います。 ・または、チョコレート会社さんがとりくまれているように、「この商品の1円は社会の人達に寄付する」というような活動をされているのがあったと思うのですが、そのようなステキな活動を電波を通じて促進(プッシュアップor活性化)していくことで、たくさんの方が利用している電波だからこそ、1人ひとりが社会に参加出来る機会が生まれ、よりSDGsでえがかれている「誰一人取り残さない」社会の実現につながるのではないかと私は強く思います。 ・私も参加したいです。	ご意見として承ります。	無
24	個人⑩			放送大学については、画像等の品質を落としてもよいので、チャンネル分割によってのものでもよいので、地上波での全国放送を早期に再開するようにしていただきたい。(というか、そもそも、テレビ放送のデジタル化については、チャンネル数の増加可能性もそのメリットとして当初挙げられていたのではないかとと思われるのであるが、それが達成されていないのは、要するに、新局の開設を望まない既存放送事業者と、総務省が通謀しての(要するに、汚職である。そこに政治家が関わっている可能性については当然推測がされるものであるが。)、方針転換が起きたためではないかと思われるのであるが、放送大学の放送の様なものは、公益性があるのであるから、品質を落として(そもそもそこまでの高画質は必要無いかと思われるが。(高画質ばかりを求めるようにして、重要性のある放送の番組コンテンツ事態の消滅を行っているのは、常道からは、解しかねる。(もちろん汚職の文脈があれば話は別であるが。)))でも、放送が確保されるようにしていただきたく考える。 放送大学が地上波で消滅している事態については、放送行政の失敗であると考える。)	放送大学は、現在、衛星放送による全国放送を行っています。 その他の部分は、ご意見として承ります。	無
25	個人⑪			跡地の有効活用については公募したらいかがでしょう？	ご意見として承ります。 なお、V-High帯域については、現在、特定実験試験局用周波数として位置付け、放送サービスの高度化、IoT、通信サービスの高度化のうちいずれかもしくは複数のシステムに割り当て、通信・放送融合型システムにも対応できるように制度整備がされており、様々な実証実験の実施が可能となっています。	無